

宮城県柴田高等学校教育振興会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は宮城県柴田高等学校教育振興会と称し、事務局を同校内に置く。
(会員)

第2条 本会は、宮城県柴田高等学校生徒の父母(又はこれに代わる者)と同校に勤務する教職員並びに本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(会員の権利・義務)

第3条 本会の会員は、役員選挙権及び被選挙権並びに所定の会議に出席して発言する権利を有し、本会の費用を分担する義務を負う。但し教職員の費用分担についてはその限りでない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、本校の施設設備の充実と教育環境の整備をはかり、同校の教育目標を達成するために助成することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教育環境の整備、充実のための助成
- 2 教材、教具の整備拡充
- 3 教職員、生徒の研究助成
- 4 生徒諸活動に対する助成
- 5 教職員、生徒の福利厚生に対する援助
- 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、役員会を組織する。
会長1名、副会長3名、幹事若干名、会計2名、監事2名、
事務局長1名、総務若干名、書記若干名

(役員選出)

第7条 会長、副会長、幹事、会計、監事は候補者推薦委員を挙げて選出し、総会の承認を得てこれを定める。但し、会計、監事は宮城県柴田高等学校父母教師会役員で兼ねることができる。

事務局長、総務、書記は宮城県柴田高等学校父母教師会の役員をもって充てる。

(任期)

第8条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。役員は任期を満了しても新任者が決まるまではその職務を行わなければならない。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱

する。顧問は総会、役員会に出席し、本会事業に関して助言を与えることができる。

(参 与)

第10条 本会に参与を置く。参与は学校長をあて会長が委嘱する。参与は本会の会務に参与し、総会、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第11条 本会の各役員は次の仕事にあたる。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその仕事を代行する。
- 3 幹事は会務を掌る。
- 4 会計は本会の会計を掌理する。
- 5 監事は本会の会計の監査にあたる。
- 6 実行委員は本会の事業の企画及び運営にあたる。
- 7 事務局長は会長の命を受け、本会の事務を掌理する。
- 8 書記は本会の庶務会計及び議事、その他の記録にあたる。

第4章 会 議

(会 議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(総 会)

第13条 総会は毎年1回会長がこれを招集する。但し役員会において必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。総会においては次の事項について審議し、出席会員の過半数をもってこれを議決する。なお会則の改正については別にこれを定める。

- 1 事業計画、予算の議決及び決算の承認
- 2 役員承認
- 3 役員会の報告

(役員会)

第14条 役員会は必要に応じて会長がこれを招集し、会務に関して審議する。

(会議の記録)

第15条 会議の議事については、書記がその要点を記載した議事録を作成し、出席者2名以上の署名を受けなければならない。

第5章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は会費及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第17条 会費は総会においてこれを定める。

第18条 半年以上の留学または、休学の場合、会費を減免することができる。

(会計帳簿)

第19条 会計は現金出納簿その他必要な帳簿を備え、出納を記入しなければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(監査)

第21条 会計は年2回監査を受けなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 本会に事務局を置く。事務局長は会長の監督の下に書類の作成、保管その他の事務を掌理し、他の職員に事務を分掌させることができる。

第7章 会則の改正

(会則の改正)

第23条 本会会則を改正するには、総会において出席会員の3分の2以上の賛同を得なければならない。

附 則

- 1 この会則に定めたもののほか、本会の運営上必要な事務規定は、役員にはかって会長が別に定めることができる。
- 2 この会則は昭和61年4月8日からこれを施行する。
- 3 この会則は昭和62年4月24日から一部改正施行する。
- 4 この会則は昭和63年4月26日から一部改正施行する。
- 5 この会則は平成16年4月29日から一部改正施行する。